

設問1

1 (1)について

問題持来

11 (1) Eに対する支払

12 Eが甲社に賃料の支払をするためにはAD間で結んだ賃
 13 貸借契約の効果が甲社に帰属する必要がある。

14 成立中の甲社は成長して甲社になったため、成立中の甲社
 15 は甲社と実質的に同一である。そして、Aが契約を締結
 16 したAと成立中の甲社とは同一といえるため、発起人である
 17 Aの権限の範囲に賃貸借契約締結の権限が含ま
 18 れれば、Aが契約の効果が甲社に帰属する。

19 この点、会社法28条2号により財産引受けに定款の記
 20 載を必要として、会社の財産的基礎を築こうとする同号
 21 の趣旨より、発起人の権限の範囲は設立に直接
 22 必要の行為と、設立した後に事実上経済上必要の
 23 行為に限られると考える。28条2号の問題は

24 “Aが行ったAとDとの間での事務所用建物の賃貸借
 25 契約の締結は、設立のために事実上経済上必要の行
 26 為”といえ、発起人の権限の範囲に含まれる。

27 したがって、Dは甲社に“かかる契約に基づく賃料60
 28 万円の支払を請求”とき、甲社はこの支払を拒否でき
 29 ない。

22 (2) Eに対する支払

23 EもDと同じく、AがEと締結した雇用契約がAの

1 権限の範囲に含まれるかを検討する。

2 AとEが行った設立事務を補助する事務員として
 3 Eと雇用契約を締結した行為は設立のために直接
 4 “必要”の行為である。そのため、かかる行為は発起人Aの
 5 権限の範囲に含まれる。

6 したがって、Eは、甲社に報酬40万円を支払を請求
 7 でき、甲社はこれを拒否することができない。おのりAがEに
 8 支払

2 (2)について

9 (1) まず、本件購入契約が甲社の効果帰属するか。

10 本件購入契約は本件機械を甲社に引受けるもので
 11 あり、財産引受けにあたる。本件では甲社の設立を条件
 12 として特定の財産を譲り受けることを約束する契約に
 13 して記載がないため、本件機械は成立後に譲り受け
 14 ることを約束した財産には含まれない。そのため、本件
 15 にあつたものの、定款に記載がないため甲社に本件購
 16 入契約の効果が帰属しない。

17 (2) したがって、以上より、本件購入契約の効果はAに帰属す
 18 るにすぎない。甲社は本件購入契約の追認も拒否でき
 19 ない。なぜなら、検査役の選任等と定められた33条等
 20 の制度が没却されたためである。判例の引用は正確に

21 したがって、甲社は本件機械の定価が代金はAに^{支払い}のみ
 22 請求できるとFに主張するか、又は、800万円をしか本件
 23 機械の新たな売買取引を締結しないといふ主張

3311が考えられる。手続?

設問2

株主等であるGは、現在が平成28年7月20日であり、株主総会第1決議の日から三箇月以内であるとして、本件決議取消の訴え(831条)を提起する。

1 同条各号該当事由

(1) 2社の代表取締役Jが2社を甲社の完全子会社として、2社の経営を支配する目的を説明しなかったこと

株主の併合を存続のための決議をする上で上記の点を説明しなかったことは314条の説明義務に反することとして決議の取消が法令に違反する(831条1項1号)あげではない。

314条は株主から説明を求められた場合の説明義務が問題となることを規定しており、誰からの質問をもとめていかなければ説明義務違反は問題とならないからである。

(2) HがHの代理人として議決権を行使したこと

2社定款には議決権行使の代理人は株主とされている(16条)。Hの代わり議決権を行使したHは本件持株会の非会員であり、株主であるため、本件非議決権を行使する代理人に該当しない。そのため、310条1項違反の法令違反はなかった。又はないか?

(3) Jの指示に基づき本件決議でしる場合が認められなかったこと

しは~~株主~~の株主を包括承継して4年あるため、Jが死した平成27年10月1日以降本件12について本件株式を包括承継して30。また、~~株主~~を~~株主~~としが株主名簿の名義書換を行ったのは平成28年6月3日時点であり、同月3月31日の株主名簿に~~株主~~記載されていなければ、~~株主~~は基準日株主としていえず(124条1項)、議決権を2社に對抗できない。そのため、Jの指示に基づき本件決議においてしる場合が認められなかったことは105条1項3号の議決権行使が認められなかったことにはならず法令違反とならない。

42 以上より、831条1項各号該当事由がないため、Gの提起した上記訴えは認められない。

設問3

しは、株式併合により失う800株について2社に対して株式買取請求をすることができ(182条の9)。本件では3000株を1株に併合されるため、~~800~~の所有800株は1株に満たない少数(同条1項)になるためである。

以上

第1. 設問1.

1. 小問(1). 問題提起

会社は、定款記載の範囲内で、その設立前に要した設立費用の責に
いて支払う義務を負う。本問において、甲社定款には、「設立費用は80万円以
内と旨記載があったのであるから、未だ法人格を有しない設立前に要した
設立費用については、80万円を超える部分については、責任を負わないのが原則
である。

しかも、相手方としては、定款の記載前にその内容を知ることが不可能であるし、仮
に知っていたとしても、記載された設立費用を超えない範囲で自己の債権を有し
る場合には、他の者が設立前会社に有している債権額を把握しない限り、定款
記載額を超えたものであるかを判断することはできない。加えて、設立前法人の発
起人と称する者が交渉にあたる場合には、権限があると思っても必ずしも誤りな事
情がある。そこで、民法110条を類推適用し、相手方が、設立会社の発起人
権限外の行為について、権限があると思つてつき正当な理由がある場合には
設立法人は、その責任を負うものと答える。判例の立場は?

2) 本問において、D、Eはともに、「甲社発起人A」の名義のAと交渉、契約を
している。そして、それぞれの「賃料60万円」と「事務業料40万円」は、いずれも「設立
費用80万円」を超えないもので、相場に照らしても適正な額であったのであるから、
仮に、定款の記載内容を知っていたとしても信ずべき正当な理由があったと見る。
よって、D及びEは、甲社に対して、支払を求めることができる。

3) 以上より、甲社は支払いを拒否することではない。ゆえに答えは「否」。

2. 小問(2). 問題提起

(1) 甲社は、Aから1200万円の払込み、Bから1800万円の払込みを受けている

から、純資産の額は、800万円であり、~~その後~~ 設立後も、3000万円を超え
たことはなかったとされる。甲社は、平成23年6月14日に設立登記を済ませており、その
数日後である同月20日に、800万円での本件機械の購入と換付しているの
であるから、「成立後2年以内における、その成立前から存在する財産であり、その
事業のために継続して使用するものの取得」であり、800万円は3000万円の5分の
1を超える額であるから、467条1項5号に該当し、株主総会の特別決議(即
ち2/3以上の賛成)が必要となる。

(2) とも、そもそも甲社の定款には、「甲社の成立を条件として特定の財産を譲渡す
る」という契約について記載がなかったものであるから、本件購入契約は無効
であり(28条2号)、仮に同内容で契約を締結し直しても、467
条1項5号の事後設立にあたるので、株主総会の特別決議を経た上で、
新たに本件機械の購入契約を締結し、本件機械の引渡しを受ける
こととなる。記載、順序要検討。

第2. 設問2.

Gとしては、①Kの議決権行使につき、Kは株主ではないため乙社定款第16
条に違反したと主張し、決議の方法が定款に違反するため取消されるべきである
という主張と、②Lは株主であるのに、これを株主として扱わず議決権の行
使ができなかったものであるから、Lを他の株主と比べ不平等に扱ったとして、109
条1項違反を理由に、決議の方法が法令に違反するために取消されるべき
であると主張と、③甲は、乙社を完全子会社化して、甲社の経営方針に
反する少数株主の排除を目的としたと見る、このような特別利害関
係を有する甲が議決権を行使することにより不当な決議がなされたとして
決議の取消し(831条1項3号)の主張をすることが考えられる。OK

1. ①について、

平成28年3月31日の株主名簿に記載のあるように、本件持株会は、理事長であるHが株主として扱われている。もっとも、実質的には、「本件持株会の会員である従業員20人が、その持分に応じて、保有している」のであるから、本件持株会の会員であるKは、実質的に、株主にあたる。

よって、①の主張については認められない。名簿にのっていないとは。

2. ②について、

乙社の受付担当者は、Lが本件株主総会に係る議決権行使の基準日において株主名簿上の株主でなかったことと理由に、入場を拒んでいる。しかし、基準日で画する目的は、株式の譲渡性から、誰が株主であるか流動的で判断がたいところ、これを確定させることにある。規範

本問では、Lは、基準日名義人Iの相続人であり、名義人Iは既に死んでいるのであるから、株主の特定で困るところはない。しかも、LはIと同居していたのであるから、乙社の側でも免許証等と名簿を見比べれば、それが相続人であることは確認が容易であったといえる。

よって、②の主張は認められる。

3. ③について、

本問において、甲社は、少数反対株主の締め出しを目的としており、他に正当な利益目的は無い。それにも関わらず、議決権を行使した結果、締め出しが実現したので、著しく不当な結果が実現したといえる。スワースワット全股バグというところはない

よって、③の主張は認められる。

第3.設問3.

182条の4

41 ここまで、

↓ 時間外に追記。

Lは、反対株主として、株式買取請求権(182条の4)を行使することが考えられる。「反対株主」とは、株式併合について決議する株主総会(180条2項)に先立って、①当該株式の併合に反対する旨を当該株式会社に通知し、かつ②当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主をいうところ、Lは前述の通り、Iより株式を譲り相続した株主であるので、以下検討各要件を検討する。

1. ①について、

Lは、平成28年6月3日に株式の併合に反対する旨を乙社に通知している(要件の充足)。

2. ②について、

Lは、~~実際~~本件株主総会において株式併合に反対していない。もっともそれは、実際に、会場に行ったにもかかわらず、乙社の受付担当者に入場を拒まれたためである。

よって、このような場合には、~~認められない~~例外的に反対株主にあたると考える。

3. 以上より、Lは反対株主の株式買取請求権を行使できる。

以上、

（第 一 問）

[illegible]

（第 問）

[illegible]

（第 問）

~~Lif~~ Lif、~~林生~~ 劉柏 | 2社生習室11月2日、林生監全に於ける説述指
引について整頓の決定と計画、Lif、~~林生監全~~ ~~史記抄~~ 平成28
年6月7日の梅生名簿、右裏探延行次表、平成28年6月20日の梅生撰
主監全以て解決指示の便知のため、理村生への通知を命じた。其際、
林生監全当日の入場記録よりLif、O、同室2班2号の
~~左列梅生~~ に付した。
説述指引の修正及び配布。

202. (18) 姓张的以有树作总义是姓上李的即为生日面。二十日

10 102. 614、同型强上刺伊洛拉, 端株

[illegible]

13 _____

14 _____

15 _____

16 _____

17

18

19	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

[illegible]

2.3

見本

見本

設問1.

第1.(1)について.

1. 甲社は、D、Eらへの支払を拒否すること外である。Aが「甲社発起人A」名義で行ったD、Eとの間で行った行為の効果が甲社に帰属するか問題となる。

2. 甲社の定款には「設立費用は80万円以内とす」と記載されている。

1. 甲社は、D、Eへの支払を拒否すること外である。甲社の定款には「設立費用は80万円以内とす」と記載されているところ、Aは「甲社発起人A」名義でD、Eと契約しており、その総額は100万円であるが、このように定款に記載された額以上の行為の効果が甲社に帰属するか問題となる。

2. このような事案につき、判例は、定款に記載された額以上の部分については、発起人が専断で行ったものと解釈し、会社には帰属しないと見なす。そして、本件のように複数の行為の合計額が定款記載の額を超えた場合、先行行為については、会社には帰属し、後の行為の定款に記載された額を超えた部分については会社には帰属しないと見なすとする。この判例の考えは、会社法(以下法名略)28条1項が「定款に記載しなけれは其の効力を生じない」としていることと整合的であり、また、複数の行為の場合、その先後で判断することは、明確に先行行為の相手方を保護適に保護するものであるため、妥当であるといえる。

この判例の考えは、会社法(以下法名略)28条1項が「定款に記載しなけれは其の効力を生じない」としていることと整合的であり、また、複数の行為の場合、その先後で判断することは、明確に先行行為の相手方を保護適に保護するものであるため、妥当であるといえる。

3. この考えによれば、本件では、定款には設立費用は80万円以内とす」と記載されており、AD間の設立事務所用建物の賃貸借、AE間の設立事務用補助材の購入契約としての雇用契約は、甲社会社の専断で行ったものであるため、A-Dの60万円の支払をとして、AD間の行為の方が先にされたものである。

よって、判例の考えによれば、Dからの60万円の請求は、AD間の行為の効果が、甲に帰属するため、60万円の支払を拒否することはできない。

一方、EAE間の行為の効果が、E母に対しては20万円の限度で支払を拒めないこととなり、残りの20万円については支払を拒むことができる。

第2.(2)について.

1. 会社法上の問題点

甲社の定款には、甲社の専断と条件として特定の財産を譲渡することと契約関係については、記載はなかったため、(28条2号)。よって、AE間の本件購入契約は、無権限のAが行ったものといえるため、その効果は甲に帰属しないと見なす。

2. 甲社が本件機械の引渡しを受けたことと認められ、この方法としては、違認が考えられる。本件ではこの方法は認められるか。

確かに、違認を認めると、発起人は会社設立

第1問

第2問

後は、取締役任に就任することから、多くの場合に譲
認がなされる結果、28条の趣旨が没却されてしまうため、
これを認めるべきではないと考えられた。

しかし、会社にとって利益なものであることは譲認を認め
た方が会社のためになり、また、相手方もこれを認めたから
という相手方に不利の不利益を与えたことにもならなかった
ため、譲認は認められずと解すべきである(民法116条)。
よって、甲は、本件機械の譲渡しようとするために、
入札法の譲認という方法をとるべきことである。

3. 必要になる会社法上の手続

取締役会決議が必要となる。

設問2.

第1. Gは、乙社の株主であるため「株主等」にあたり、また、
平成28年7月20日の時点では、本件株主総会(平成28年
7月20日)から3ヶ月以内と定めたため、本件決議取消の
株主総会決議取消しの訴え(83条)を提起することができ
る。

第2. 主張及び当否

1. 83条1項1号該当事由

(1) 乙社は、本件株主総会において、株主を併合する本
来の目的であり、乙社と甲社の完全子会社とした上で甲社の

支援により乙社の経営を立て直すという目的を言明してお
うが、この点が80条4項に反すると主張する。

同項は「株式の併合を必要とする理由」の言明を求
めているところ、本件では本来の目的を言明していないため、
80条4項に反するという主張は妥当である。法的効果があるとして、

(2) 次に、Gが「乙社の代理人」として議決権を行使したことは、
乙社株式会社株主持株会規約に反するという主
張が考えられる。同規約11条は、議決権は理事
長が行使するとしているため、これを代理人に
行使せよとは同条に反するという主張である。

また、乙株式会社定款では、議決権の行使は株
主のみであり、しかし、持株会に属する者たちは、必
ずしも理事長か代理人を使わず自ら行使するものとは考
えていないと思われ、また、代理人を使用してもか行
使したとしても、代理人を介して、理事長の意思が決議に
あつたものであるものとも考えられるため、同規約11条は、代
理人を用いることを禁止しているものとはいえないと解さ
れる。よって、この主張は認められない。株主総会にない点では、

(3) 次に、Gが議決権を行使できなかったことについて、124
条4項違反が認められるという主張が考えられる。同項
は、基準日後に株式を取得した者についてこの規定である
が、同項の趣旨である実際の株主と定めた後決議に
参加できるようにするということからは、基準日後に名義

書換をした者にも該当する。よってLにも24条4項が適用される。

そして、同項は「できむ」としているものの、会社にい書がない場合には義務が認められずとの主丁長である。

しかし、この主丁長は同項が「できむ」と規定している以上、義務を認めることは文言に反すると解されたため認められない。

2. 831条1項3号該当事由

甲社は、後に乙社を子会社にしうと考えている者であるため、他の株主と異なる利益を有する「特別の利害関係」を有する者といえる。

そして、甲が決議に参加しなければ、本件決議はされなかったものため「著しく不当な決議」が採られたといえる。よって、3号に反するといえる主丁長が認められる。

そしてこの考えは妥当である。棚

3. ~~1X上より~~ 1X上より、Gの訴えは許されず。

設問3.

これは182条の4により、Lの経済的利益は保護された。すなわち、Lは同条2項2号にあたる反対株主であり、

800株しか有していないため、株書の交付を受ける。

1X上より、21条21条により保護される。